

令和7年度 「ハッピーこまちゃん健康ポイント」 事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八潮市民一人ひとりが楽しみながら健康づくりに主体的に取り組めるよう、埼玉県がシステムを構築した「コバトン ALK00 マイレージ事業」をもとに、市独自のポイント制度を導入した「ハッピーこまちゃん健康ポイント事業」(以下「事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) コバトン ALK00 マイレージ利用規約を承諾し、八潮市民として登録している者。
- (2) 八潮市内に住所を有する、満18歳以上の者。

(参加方法)

第3条 事業への参加は、スマートフォンアプリ「ALK00」から「コバトン ALK00 マイレージ」に登録することをもって申込みを行ったものとみなす。

(参加資格の喪失)

第4条 次の各号のいずれかに該当した場合、参加資格を失うものとする。

- (1) 参加者本人の希望で参加を取りやめるとき。
- (2) 第2条各号における規定に該当しなくなったとき。
- (3) その他市が必要と認めたとき。

(市独自ポイント)

第5条 市が独自に定めるポイント(以下「独自ポイント」という。)の付与は、別表に定めるものとおりとす。

- 2 令和7年度の独自ポイントの付与期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

(市独自の賞品)

第6条 市が独自に用意する賞品は、前条に掲げる独自ポイントを前条第2項の期間に獲得した3,000ポイントを1口として(上限3口とする。)、市が抽選によって当選者を決定し送付するものとする。

- 2 第1項の抽選は、毎年2月に実施するものとする。
- 3 当選の結果は通知せず、商品の発送をもってこれに代えるものとする。
- 4 市は、当選者が賞品の受取りができないと判断される場合は当選の権利を失効することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 市は、事業において参加者から取得した個人に関する情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）を順守する。

2 市及び市が委託した事業者は、参加者から取得した個人に関する情報について、事業を実施するうえで必要な通知発送、連絡、アンケート調査、賞品の発送、事業の効果検証等において利用できるものとする。

(事業の変更等)

第8条 市は、事業の期間途中であっても、事業を変更し、又は事業の全部若しくは一部を終了することができる。

2 事業を変更し、又は事業の全部若しくは一部を終了する場合、市ホームページ、電子メール、郵送通知等によって事前に周知するものとする。

(所管)

第9条 事業は、健康福祉部健康増進課が所管する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

独自ポイント「こまちゃん健康ポイント」の付与対象及び付与ポイント

類型	付与対象	ポイント数
各種検(健)診	特定健診・ヘルシーチェック	1000
	健康増進課が行う検診※ ¹ の受診者	500
講座・イベント・教室※ ²	健康増進課が実施する講座・イベント※ ³ の参加者	500
アンケート	健康増進課が行うアンケートの提出者	1000
	人間ドック・会社や学校等の健診を受診したと回答した方	1000
歩数※ ⁴	1月につき1日8,000歩以上を15日以上達成した参加者 (a)	500
	1月につき1日5,000歩以上を15日以上達成した参加者 (b)	400
	1月につき1日2,000歩以上を15日以上達成した参加者 (c)	300
アンダー40	40歳未満の参加者（令和7年3月31日時点）	500
新規登録	ポイント付与期間に新規に事業に参加した方を対象	1000

※1 肝炎ウイルス検診・各種がん検診（胃がん検診、胃内視鏡検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診）・歯周疾患検診・骨粗しょう症検診

※2 同じ名称で複数回開催する教室等は、複数回受講した場合もポイントの付与は1回のみとする。

※3 生活習慣病予防講座・ラジオ体操講習会・体力づくり講座・ウォーキング講習会・おとなの食育セミナー・健康づくりの料理教室等

※4 条件達成者に毎月付与する。(a)、(b)、(c)は重複してポイントを付与しない。